

奈良市移住定住情報冊子制作業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

奈良市移住定住情報冊子制作業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1. 目的

奈良市への移住検討者に対し、「住むまち」としての奈良市の魅力をわかりやすくまとめ、移住後の奈良市での生活をより具体的に想起させられるよう、ガイドブックを制作し、奈良市への移住及び定住の促進を図ることを目的とする。奈良市への移住検討者にとって、本冊子が奈良市で暮らす最初の入口になると考えられるため、視覚的に訴求力のある質の高い写真やライティング、洗練されたデザインで奈良の暮らしを紹介する魅力的な「奈良市移住定住情報冊子」が求められる。この冊子を移住資料請求者にお送りしたり、奈良市内の宿泊施設や観光案内所、不動産事業者を通して配布することで、奈良市での暮らしをポジティブにイメージすることができ、移住検討者の背中を押すことができると考える。

ターゲットとしては、これまで本市が推し進めてきた「子育て世帯」に加え、「結婚・出産・転職などライフステージの変化を控えた20代後半(特に都市圏在住で転職やUターン等を考えている方等)」に向けて制作を行う。

2. 委託業務概要

(1) 業務名称

奈良市移住定住情報冊子制作業務委託

(2) 業務内容

「奈良市移住定住情報冊子制作業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

3. 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

4. 予算概要

3,600千円(消費税及び地方消費税額を含む)

5. 委託事業者選定方法

「奈良市移住定住情報冊子制作業務委託」に係る奈良市プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)で書類選考、プレゼンテーション及び審査委員会からのヒアリング結果を踏まえ、奈良市長が決定する。

6. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であること。

(1) 以下ア～ウのいずれかを満たす事業者であること。

ア. シティプロモーション冊子・パンフレット制作の類似業務の実施又は受託実績を有する事業者であること。

イ. 移住に関する冊子・パンフレット制作の類似業務の実施又は受託実績を有する事業者であること。

ウ. 奈良市内に事業所を有する事業者(個人事業主を含む)であること。

(2) 市税(奈良市外の事業者にあつては国税)を滞納していないものであること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による手続開始申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による手続開始申立てがなされていない者(会社更生法の規定による計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く)。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(7) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。

(8) 本市情報セキュリティポリシーを遵守できること。

7. 参加申請

7-1 参加申請時の提出書類及び提出部数

参加を希望する事業者は次の書類について提出すること。

(1) 参加申請書(様式1) 1部

(2) 事業者概要書(様式2) 1部

(3) 類似事業の業務実績書(様式3) 1部

(4) 類似事業の内容が具体的に確認できる書類(契約書の写し等) 1部

(5) 令和5年度奈良市建設工事等入札参加資格者又は令和5・6年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者でない者にあつては、以下の書類

ア. 納税証明書の写し

・奈良市内の事業者(奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。)

[奈良市市民税課で証明]

当該年度分と過去2年度分の市・県民税(法人にあつては法人市民税)及び固定資産税(入札参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年度分)

・奈良市外の事業者[国税納税地を管轄する税務署で証明]

その3、その3の2又はその3の3

イ. 商業登記歴事項[国税納税地を管轄する税務署で証明]

(発行後3ヶ月以内のもの)

7-2 提出方法

持参、送付(信書便)により提出すること。持参の場合は、奈良市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時までに提出すること。

(1) 提出期限

令和5年6月14日(水)から令和5年7月3日(月)午後5時まで(必着)

(2) 提出場所

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総合政策部秘書広報課分室 移住定住促進係(中央棟5階)

(3) 参加承認

本プロポーザルの参加承認の可否の連絡は、令和5年7月4日(火)までに参加申請書を提出した全ての事業者へ通知する。

なお、通知方法は、提出書類に記載されたメールアドレス宛に電子メールを送信し、追って通知書(市長公印を押印したもの)を送付する。

8. 企画提案

8-1 企画提案の提出書類及び提出部数

各書類についてPDF化したものをCD-RまたはDVD-Rで併せて提出すること。(参加意向の確認に係る提出書類は7に記載のとおり別途事前に提出すること。)

(1) 事業者概要書(様式2) 10部

(2) 類似事業の業務実績書(様式3) 10部

(3) 類似事業の内容が具体的に確認できる書類(契約書の写し等) 10部

(4) 企画提案書 10部

企画提案は、別表1の企画提案項目を基に提案すること。なお、仕様書を熟読のうえ作成すること。

(5) 業務の実施体制調書(様式4の1、様式4の2)

(6) 見積書(様式6)

見積額の記載は、想定されるすべての経費の総額(消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格)を記入するものとし、別途、仕様書「4 業務内容」に記載している業務項目について小計を記述した見積書を様式6に添付すること。

8-2 提出方法等

(1) 提出期限

令和5年6月14日(水)から令和5年7月13日(木)午後5時まで

(2) 提出場所

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総合政策部秘書広報課分室 移住定住促進係(中央棟5階)

(3) 提出方法

持参、送付(信書便)により提出すること(送付については、上記提出期間内必着とする)。持参の場合は、奈良市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時まで提出すること。

8-3 その他留意事項

(1) 企画提案書の書式等

ア. 用紙サイズは、A4版縦とし、横書きとする。

イ. 文字サイズは、10ポイント以上で作成とする。

ウ. 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

エ. 両面印刷で10ページ以内(表紙はページ数に含めない)とし、カラー印刷とする。

オ. ページ番号を付けること。

(2) 企画提案書の作成について

ア. 仕様書及び本要項「別表1 企画提案項目」を踏まえること。

イ. 提案内容は、すべて事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載すること。

ウ. 仕様書以上の業務項目・内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易にわかるように記載すること。

9. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和5年6月14日(水)から令和5年6月27日(火)午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールにて件名を「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とし、質問書(様式5)を添付して、次のメールアドレス宛てに送信すること。電話及び直接来所による質問には応じない。

メールアドレス teiju@city.nara.lg.jp

(3) 質問に対する回答

令和5年6月30日(金)までに、質問書を提出した事業者及び参加申請書を提出した全ての事業者に対して、参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで回答する。

10. 事業者の選定

「奈良市移住定住情報冊子制作業務委託事業者選定委員会」(以下「委員会」という。)が事業者を選定する。

(1) プレゼンテーション

ア. 実施日及び場所

実施日:令和5年7月20日(木)

実施場所:奈良市役所 中央棟5階 秘書広報課会議室

詳細については、別途参加承認通知書にて通知する。

イ. 実施時間

1 事業者につき25分程度(プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分程度)とする。

ウ. その他

- ① 提案内容には奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号)第7条に定める不開示情報に該当するものが含まれており、プレゼンテーションは非公開で行う。
- ② プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとする。企画提案書にない追加提案や追加資料の配布は禁止とするが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ③ プレゼンテーションにおいては、プロジェクター、スクリーンを使用できるものとする。これらを使用する場合は本市で用意するので事前に秘書広報課に連絡すること。なお、パソコン等については事業者において用意すること。
- ④ プレゼンテーション出席者数は、実施者1名、その他補助する者2名以内の計3名以内とする。プレゼンテーションは本業務に直接携わる者が行うこととする。
- ⑤ 遅刻又は欠席した場合は、参加申請を辞退したものとみなす。
- ⑥ 応募が5社以上あった場合、プレゼンテーション及び質疑応答の時間を短縮する場合がある。
- ⑦ 多数の参加表明があり、全提案者のプレゼンテーションの実施が困難であると判断される場合は、参加資格要件を満たす者の中から、提出書類を基に書類審査し、一定基準に達している業者のみプレゼンテーションを行う。その場合、令和5年7月14日(金)に、企画提案書を提出したすべての参加者に、書類審査の結果について電子メールで通知する。
- ⑧ ⑦の書類審査が実施された場合、その得点は二次審査の結果に影響しないものとする。

(2) 選定方法等

ア. 企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価し、単純合計点数が高い事業者より順に、交渉権第1位及び第2位となる事業者各1社を選定する。

イ. 委員会は審査基準表に基づき、提出書類に記載された内容を審査項目ごとに採点する。

11. 審査項目及び審査基準

(1) 審査

企画提案書は、具体的な契約交渉を行う事業者を選定するためのものである。

企画提案書によって企画力や実現可能性、業務遂行能力などを審査するが、提案内容がそのまま契約内容となるものではない。

具体的な契約内容及び委託金額は、本市との交渉を通じて決定する。

(2) 審査基準

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションにより、別表 2 の「審査項目」に基づき評価を行い、総合的に判断する。

12. 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書等を提出したすべての事業者に速やかに通知する。また、交渉権第 1 位、第 2 位に選定された事業者については、その旨を付して通知する。なお、通知方法は、参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールを送信し、追って通知書(市長公印を押印したもの)を送付する。選定に関する異議等は受け付けない。

13. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 前記 6.参加資格の要件を満たさなくなった者。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 見積書の見積額(税込)が前記 4 の予算額を超えている場合。

14. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

交渉権第1位に選定された事業者と本市が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させうえで契約を締結する。なお、交渉権第1位に認定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉権第2位に選定された事業者と交渉を行うものとする。

(2) 契約保証金

奈良市契約規則(昭和 40 年奈良市規則第 43 号)第 23 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、同規則第 23 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は全部又は一部を免除する。

15. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出期間終了後の提案等の修正または変更は一切認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 同一事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

- (6) 提出書類の著作権は参加申請者に帰属するが、本市が本件の選定の公表等に必要な場合には、本市は提出書類の著作権を無償で使用できることとする。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、奈良市情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (8) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

16. スケジュール

別表 3 のとおり

17. 問い合わせ先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市総合政策部秘書広報課分室 移住定住促進係(中央棟 5 階)

電話:0742-93-3470(直通) FAX:0742-36-5606 電子メール:teiju@city.nara.lg.jp

<別表1> 企画提案項目

仕様書の内容を踏まえて、以下の項目について提案を行うこと。

1. 事業の企画・構成等	
全体コンセプトの確立	奈良市の地域性や移住者状況などを踏まえ、本事業において発信すべき「奈良市移住の魅力」の考え方、概念について提案すること。
冊子の構成	台割(何ページにどのような企画や誌面が来るのかといった内容や構成をまとめたもの)を提案すること。
2. 個別コンテンツに関すること	
表紙のデザイン	コンセプトに基づいた写真・冊子タイトル・キャッチコピー等を配置し、移住検討者が手に取り読み進めたいくなる表紙を提案すること。
企画コンテンツの作成	奈良市で暮らしてみたいと思わせる内容を盛り込んだ、「読み応え」のあるページの作成方法・内容について提案すること。
移住者インタビューページ	インタビュー記事を通してライフスタイルの幅広さ、多角的な地域の魅力を訴求する構成・見せ方、インタビュー対象を提案すること。
3. アートディレクション	
クオリティ保障	プロのカメラマン、ライター、デザイナー等による質の高い写真撮影や取材・編集が実施可能なメンバー構成を提案し、主要メンバーのプロフィール(経歴・実績・取り組み)を明記すること。
4. その他	
工程・スケジュール	納品日までの工程が実現可能で無理のないものとなっているか。効果的・効率的な業務スケジュールとなっているか。
類似業務の実績	以下(ア)～(ウ)の類似業務の実績件数を明記し、その実績紹介を行うこと。(過去5年以内) (ア)シティプロモーション冊子・パンフレット制作 (イ)移住に関する冊子・パンフレット制作 (ウ)奈良県内の企業・団体の案内冊子・パンフレット制作

<別表 2> 審査項目

審査項目	評価項目	区分	
企画提案書	全体コンセプト 策定	策定	冊子作成の目的やメインターゲットを理解したうえで、冊子全体を通貫する全体コンセプトを企画立案し、その企画趣旨を明確に提案できているか。また、冊子全体を通じて統一性があり、メインターゲットに響くデザイン提案がなされているか。
		実行可能性	コンセプトが仕様書の内容を正確に反映しており、かつ実現可能性・具体性が備わっているか。
		独自性	仕様書記載の要件以外にも、ターゲットの関心を惹くような独自性のある提案や工夫が見られるか。
	個別コンテンツ 提案	表紙	タイトルやキャッチフレーズも含めたメインビジュアル(表紙)について、旧版からの明らかな刷新が提案されているか。またそのデザインやタイトルが、ターゲットに訴求するために、分析や根拠をもとに考案されたことが分かる提案になっているか
		オリジナル企画	オリジナル企画ページについて、雰囲気や主観的ではなく分析や市場調査に基づきターゲットに訴求できるコンテンツを提示しているか。
		移住者インタビュー	ライフスタイルの幅広さや多角的な地域の魅力を訴求するため、適切なインタビュー対象を選定し、提示できているか。
	アートディレクション (クオリティ保証)	デザイナーの提案	全体コンセプトを的確に表現できる高度な技術・経歴を持つデザイナーを調達できているか
		カメラマンの提案	全体コンセプトを的確に表現できる高度な技術・経歴を持つカメラマンを調達できているか
		ライター の提案	全体コンセプトを的確に表現できる高度な技術・経歴を持つライターを調達できているか
	事業者に関する項目	遂行能力	人員配置
企画提案能力			知識や経験・分析に裏付けられた説得力があり、論理的かつ簡潔に説明・回答できているか。
意欲			本業務に対する意欲が感じられるか。
工程・スケジュール			納品日までの工程が実現可能で無理のないものとなっているか。効果的・効率的な業務スケジュールとなっているか。
過去実績		類似業務の実績	過去5年以内に以下(ア)(イ)の類似業務の実績があるか。 (ア)シティプロモーション冊子・パンフレット制作 (イ)移住に関する冊子・パンフレット制作 ※「奈良県内の企業・団体の案内冊子・パンフレット制作」の実績については、加点の対象としない。

<別表3> 移住定住情報冊子制作業務委託 スケジュール

スケジュール	日程
(1)公募開始日	令和5年6月14日(水)
(2)参加申込書提出期間	令和5年6月14日(水)～ 令和5年7月3日(月)17:00まで
(3)参加承認通知	令和5年7月4日(火)
(4)質問受付期間 (回答は適宜行う)	令和5年6月14日(水)～ 令和5年6月27日(火)17:00まで
(5)最終質問回答日	令和5年6月30日(金)
(6)参加辞退届提出期限	令和5年7月6日(木)17:00まで
(7)企画提案書など提出期間	令和5年6月14日(水)～ 令和5年7月13日(木)17:00まで
(8)第2回プロポーザル審査委員会 ※書類審査・プレゼンテーションなど実施日	令和5年7月20日(木)
(9)審査結果通知日 ※最優秀提案者決定	令和5年7月下旬
(10)契約締結	令和5年7月下旬